

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 常任委員会の所管事項の変更

県に置く部の変更に伴い、常任委員会の所管事項について所要の規定の整備を行うこととした。

2 施行期日

令和二年四月一日から施行することとした。